



津山っ子はぐくみQ&A

今月のポイント ー自転車の盗難対策ー

Q 近所の中学生や高校生の自転車が盗まれて困っているとよく聞きます。何か対策はないですか？

A 残念なことですが自転車の盗難はやみません。「少しの時間だからかぎを掛けなくて大丈夫」など、持ち主の油断が盗難被害につながります。日ごろから防犯意識を持ち、盗難防止対策を心がけましょう。

かぎ掛け、キー抜き、チェーン錠による2重ロックをしましょう！

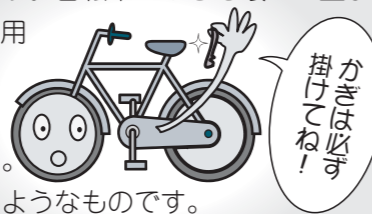
少しでも離れるときはかぎを掛けましょう。自転車のかぎを壊して盗まれる場合が多いので、チェーン錠などを利用し2か所にかぎを掛けるとより安全です。

路上放置はやめましょう！

指定された自転車駐輪場に置きましょう。放置自転車は泥棒にきっかけを与えているようなものです。

自転車防犯登録をしましょう！

防犯登録をしていると、登録者の名前などから盗まれた自転車の車体番号や特徴がわかるので、盗まれたときの届け出に役立ちます。



青少年育成センター
さあおい、はろーこー
市役所東庁舎3階 ☎31-8650

家族のこと、友だちのこと、
青少年の悩みごと、ご相談ください

マナビィ情報

第19回 全国生涯学習フェスティバル

まナビィア岡山

2007

「まナビィア岡山2007」は、日ごろの学習活動や学習成果の発表を通じて、国民の生涯学習の意欲を高め、参加を促進し、学習活動を盛んにするためのイベントです。

開催期間 平成19年11月2日(金)～6日(火)

主会場 桃太郎アリーナを中心とした岡山県総合グラウンド(そのほか全市町村に会場を設けて県内全域で開催)



主会場イメージ

マナビィ通信



Vol.2 マスコット「マナビィ」

マナビィ誕生秘話

マナビィのぬいぐるみが抽選で当たる!

今回は、このコーナーにいつも登場するマスコットをご紹介します。
このマスコットは仮面ライダーの作者で有名な漫画家石ノ森章太郎さん(故)によるデザインで、生涯学習の「学び」(マナビ)とミツバチの英語「Bee」(ビー)を合わせ「マナビィ」と名付けられました。
平成元年に始まった全国生涯学習フェスティバル(まナビィア)でのデビュー以来、生涯学習マスコットとして全国各地で活躍しています。来年11月にはここ岡山県でも行われるため、目下大忙しです。

つぼの中身は?

マナビィが持っている「つぼ」の中身は何だと思いますか？ミツバチがモデルになっていることからハチミツに思えますが、実は「マナ」(コエンドロコリアンダー)という植物の実。かつてイスラエルの民がエジプトを脱出し、荒野を旅していたときに天から授かり、以後40年間このマナだけを食べて生き延びたと言い伝えられている食べ物です。
「学び」は人々が生きていくうえで欠かせないものであるというメッセージを、石ノ森章太郎さんは私たちに託されたのでしょうか。

マナビィクイズ

Q 「マナビィ」の触覚はなぜ3本？次の中から正解を選んでください。

- ①ミツバチの「ミ」(三)から
- ②「学」の「ツ(つかんむり)」の形から
- ③3本がかわいいから

正解者の中から5人にマナビィのマスコット人形が当たります。なお当選発表は賞品の発送に代えさせていただきます。

応募方法 はがきに①答えの番号②名前③住所④電話番号を記入して送付
応募・問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520津山市社会教育課☎32-2118

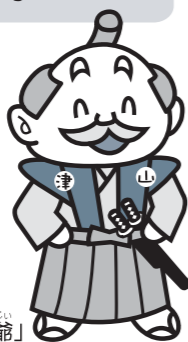
エコロジィ

問い合わせ先 環境事業課 ☎22-8255

また、ボカシを使った後にできる抽出液は、池の水質浄化やトイレの臭い消しにも利用できます。抽出液を採るのに便利なボカシ処理容器の購入には、補助金の制度がありますので、購入希望の人はお問い合わせください。

- 団体で用意してもらおう物
- ① もみがら：1・5～3kg
- ② むか：15kg
- ③ 水(カルキが抜けたもの)：3・5～4ℓ
- ④ 密閉容器：持ち帰り用

ボカシを使ってたい肥を作り、おいしい野菜を作ろうぞ!



環境奉行「えご呂節」

家庭から出る生ごみの悪臭に困ったことはありませんか？ボカシはこの臭いを軽減し、さらに生ごみを土に戻りやすくします。
ボカシは自分で作ることができます。市から講師を派遣しますので、地域や団体などで作り方・使い方に関する講習会を開いてみませんか。
※1団体20人から受け付けます

ボカシ作り講習会をしませんか!!

うまい話に気をつけて!!

★ 注意すること
楽しい会場の雰囲気や、高額な買い物をして被害に遭ったとは気づきません。会場に行かないのが一番。特に「お得!」など、うまい話に注意しましょう。不必要な物を買わないように買う前によく考え、わからないときは家族に相談しましょう。

この商法は、催眠商法(SF商法)と呼ばれ、高齢者や主婦が多く被害に遭い、高価な羽毛布団や健康食品、健康器具などを買わされています。



高額な商品を買ってしまった場合、契約日から8日以内なら、クーリング・オフ(無条件の契約解除)を行うことができます。ただし、同じ場所で一定の期間にわたって開催している場合は、できないことがあるので注意が必要です。

また、暴力を振るわれたり、脅迫的な態度を取られたりした場合は、警察に届けましょう!

困ったときの相談先 市民相談室 ☎32-2057